

附
則

第一条 この省令は、令和三年八月一日から施行する。
(平成廿九年)

		改 正	後
		(新設)	
3			
一	前項の届出を行つた者（以下この条において「研修実施機関」という。）が行う研修の実施の基準は、次のとおりとする。		
二	研修は次に掲げる事項について講義により行うものとし、総時間数が十二時間以上であること。		
イ	医薬品に共通する特性と基本的な知識		
ロ	人体の働きと医薬品		
ハ	主な医薬品とその作用		
(傍線部分は改正部分)			

